

鳥取県工業団地整備支援事業補助金の事務手続きについて

※以下は一般的な事務手続きになります。実際の補助事業執行に当たっては、県の予算措置等もありますので事前にご連絡ください。

1 交付申請書提出



○事業開始までに申請してください。

2 交付決定通知到着 (交付申請受理から原則30日以内)



3 着手届提出



○事業開始まで（用地取得の執行を除く）に提出してください。

※用地取得費は補助対象外

4 完了届提出



○事業が完了（工事、委託業務等の完了）したら提出してください。

5 実績報告書提出

○事業が完了し実績額が確定したら、当該事業年度の翌年度の4月20日までに提出してください。

※事業が年度内に終了しない場合は、事業進捗状況報告（当該年度の実績）を当該事業年度の翌年度の4月20日までに提出してください。

◎補助金の支払い

実績報告書又は事業進捗状況報告書が提出されたら、報告内容を確認し現地調査等を行った上で支払手続を行います。